

8 介護サービス事業

第1 概要

(1) 制度

介護サービス事業は、平成12年4月に導入された介護保険制度に基づく事業で、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みとして、また、給付（サービス）と負担の関係が明確な社会保険制度として導入された。ここでは、介護報酬により施設の運営費及び整備費が賄われる図表1の施設を対象としている。

図表1 介護サービス事業 施設一覧

施設名	概要
指定介護老人福祉施設	常時介護を必要とする利用者に対し、入浴、食事等の介護、その他日常生活の世話等を行う施設 介護保険法第48条第1項第1号に基づく施設
介護老人保健施設	病状の安定期の利用者に対し、治療より看護や介護を中心に行う施設 介護保険法第8条第25項に基づく施設
老人短期入所施設	施設に短期間入所し、日常生活上の世話等を行う施設 老人福祉法第20条の3に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
老人デイサービスセンター	利用者に対し、通所により入浴、給食等のサービスを提供する施設 老人福祉法第20条の2の2に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
指定訪問看護ステーション	看護師等を訪問させ、看護に重点を置いた看護サービスを提供するための拠点施設 健康保険法第89条に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設

(2) 事業数等

介護サービス事業の数は、17事業（法適用1事業、法非適用16事業。）で、前年度に比べ1事業減少している。これを経営主体別にみると、市営11事業、町営4事業及び一部事務組合営2事業となっている（図表2）。

また、施設数は39施設であり、指定介護老人福祉施設7(17.9%)、介護老人保健施設2(5.1%)、老人短期入所施設7(17.9%)、老人デイサービスセンター19(48.7%)及び指定訪問看護ステーション4(10.3%)となっている（図表3）。

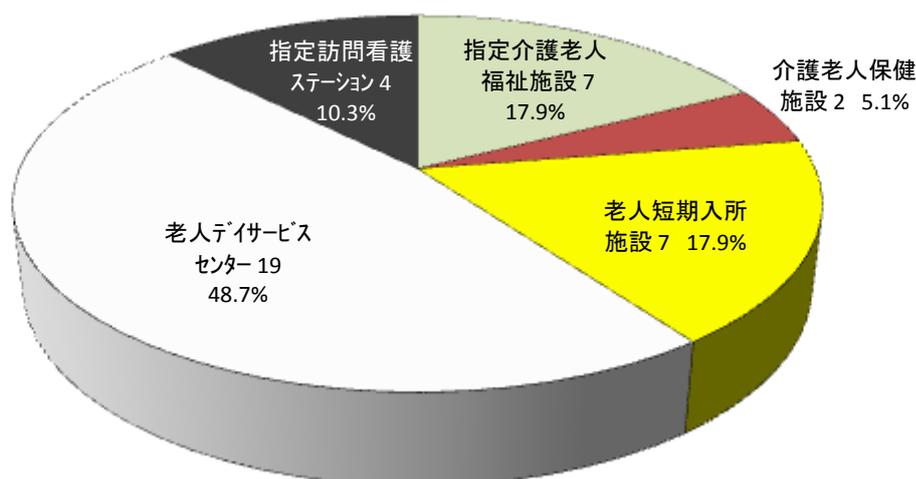
図表2 介護サービス事業の事業数

区分 経営主体	平成24年度				平成25年度				対前年度 比較 (B)-(A)		
	法適用 事業		法非適用 事業		計 (A)		法適用 事業			法非適用 事業	
市	(-) 0	(12) 12	(12) 12	(12) 12	(-) 0	(11) 11	(11) 11	(11) 11	(11) 11	(Δ) 1	Δ 1
町	(1) 1	(2) 3	(3) 4	(3) 4	(1) 1	(2) 3	(3) 4	(3) 4	(3) 4	(0) 0	0
一部事務組合	(-) 0	(2) 2	(2) 2	(2) 2	(-) 0	(2) 2	(2) 2	(2) 2	(2) 2	(0) 0	0
計	(1) 1	(16) 17	(17) 18	(17) 18	(1) 1	(15) 16	(16) 17	(16) 17	(16) 17	(Δ) 1	Δ 1

(注)1. ()書は、経営主体数である。

2. 介護サービス事業の事業数は、会計単位で捉えている(1つの自治体に2つの会計を有する場合、事業数は2となる。)

図表3 介護サービス事業の施設数
(平成25年度 39施設)



また、介護サービス事業の経営形態を図表1の施設の種類別(5施設)にみると、直営で行っている施設は全施設の30.8%に当たる12施設(前年度13施設)、指定管理者制度を導入している施設は全施設の69.2%に当たる27施設(前年度27施設)である。指定管理者制度の内訳は、代行制が13施設(前年度13施設)、利用料金制が14施設(前年度14施設)となっている(図表4)。

図表4 介護サービス事業の経営形態の推移

区分	平成24年度			平成25年度			対前年度比較 (B)-(A)
	法適用事業	法非適用事業	計 (A)	法適用事業	法非適用事業	計 (B)	
経営形態							
直営	2 (5.0)	11 (27.5)	13 (32.5)	2 (5.1)	10 (25.6)	12 (30.8)	△ 1
指定管理者制度	-	27 (67.5)	27 (67.5)	-	27 (69.2)	27 (69.2)	0
うち代行制	-	13	13	-	13	13	0
うち利用料金制	-	14	14	-	14	14	0
計	2 (5.0)	38 (95.0)	40 (100)	2 (5.1)	37 (94.9)	39 (100)	△ 1

(注) 本表は、図表1の施設の種類別(5施設)に、集計したものである。

第2 経営状況

(1) 全体の経営状況

介護サービス事業の収支の状況を見ると、全17事業が黒字であり、収支は1億6百万円(前年度1億16百万円)の黒字となっている(図表5)。

図表5 全体の経営状況

(単位:千円)

年度 項目	24年度(A)			25年度(B)			対前年度比較(B)-(A)		
	法適用事業	法非適用事業	合計	法適用事業	法非適用事業	合計	法適用事業	法非適用事業	合計
(事業数)	(1)	(17)	(18)	(1)	(16)	(17)	(0)	(△ 1)	(△ 1)
黒字額	13,712	103,120	116,832	11,437	95,030	106,467	△ 2,275	△ 8,090	△ 10,365
(事業数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
赤字額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(事業数)	(1)	(17)	(18)	(1)	(16)	(17)	(0)	(△ 1)	(△ 1)
収支	13,712	103,120	116,832	11,437	95,030	106,467	△ 2,275	△ 8,090	△ 10,365

(注)事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く)である。

法適用事業の額は純損益の額。

(2) 収益的収支【 】内は前年度比増減

<<法適用事業>>

経常利益	11,437千円【16.6%減】
経常利益を生じた事業	1事業
経常損失を生じた事業	0事業
経常収益	293,840千円【1.6%減】
うち料金収入	292,204千円【1.9%減】
うち他会計繰入金	0千円【±0%】
経常費用	282,403千円【0.9%減】
うち職員給与費	213,550千円【2.6%増】
うち減価償却費	8,007千円【0.5%増】

<<法非適用事業>>

総収益	3,342,383千円【0.6%減】
うち料金収入	2,562,975千円【0.9%減】
うち他会計繰入金	665,633千円【3.5%増】
総費用	3,328,916千円【0.2%減】
うち職員給与費	1,041,878千円【2.3%減】
うち支払利息	126,591千円【11.4%減】

(3) 資本的収支【 】内は前年度比増減

<<法適用事業>>

資本的収入	1,010千円【皆増】
うち企業債	0千円【±0%】
うち他会計繰入金	1,010千円【皆増】
資本的支出	5,116千円【34.3%増】
うち建設改良費	5,116千円【34.3%増】
うち企業債償還金	0千円【±0%】

<<法非適用事業>>

資本的収入	696,468千円【5.6%増】
うち地方債	64,200千円【613.3%増】
うち他会計繰入金	632,268千円【1.3%増】
資本的支出	709,960千円【5.9%増】
うち建設改良費	68,665千円【65.3%増】
うち地方債償還金	632,213千円【1.4%増】

図表 6 介護サービス事業の経営状況

①前年度との比較

(単位:千円)

		H24 (a)	H25 (b)	対前年度増加率 (b)-(a)/(a)
収益的 収支	総 収 益 (A)	3,659,540	3,636,223	△0.6%
	料 金 収 入	2,885,151	2,855,179	△1.0%
	他会計繰入金	643,068	665,633	3.5%
	総 費 用 (B)	3,620,783	3,611,319	△0.3%
	職 員 給 与 費	1,274,095	1,255,428	△1.5%
	支 払 利 息	142,871	126,591	△11.4%
収 支 差 引 (C)=(A)-(B)		38,757	24,904	△35.7%
資本的 収支	資 本 的 収 入 (D)	659,799	696,468	5.6%
	地 方 債	9,000	64,200	613.3%
	他会計繰入金	624,083	632,268	1.3%
	資 本 的 支 出 (E)	670,445	709,960	5.9%
	建 設 改 良 費	41,531	68,665	65.3%
	地 方 債 償 還 金	623,223	632,213	1.4%
収 支 差 引 (F)=(D)-(E)		△ 10,646	△ 13,492	△26.7%
収 支 再 差 引 (G)=(C)+(F)		28,111	11,412	△59.4%
収 益 的 収 支 比 率		86.2%	85.7%	△0.6%
積 立 金 (H)		28	22	△21.4%
前年度からの繰越金 (I)		88,749	95,077	7.1%
前年度繰上充用金 (J)		0	0	-
形 式 収 支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		116,832	106,467	△8.9%
翌年度繰越財源 (L)		0	0	-
実質収支 (M)=(K)-(L)		116,832	106,467	△8.9%
職 員 数		237	232	△2.1%
事 業 数		18	17	△5.6%
実質収支黒字団体		7	6	△14.3%
実質収支赤字団体		0	0	-
実質収支0の団体		11	11	-

(注)1. 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

2. 法適用事業は収益的収支のみ加えている。

②介護サービス施設種別

(単位:千円)

		指定介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	老人短期 入所施設	老人デイサービス センター	指定訪問看護 ステーション	計
収益的 収支	総 収 益 (A)	1,643,442	960,103	311,322	589,424	131,932	3,636,223
	料 金 収 入	1,416,766	554,464	274,811	529,016	80,122	2,855,179
	他会計繰入金	219,105	317,800	36,133	40,792	51,803	665,633
	総 費 用 (B)	1,632,726	960,809	295,611	595,652	126,521	3,611,319
	職 員 給 与 費	455,503	585,165	41,761	62,235	110,764	1,255,428
	支 払 利 息	31,424	75,254	5,874	14,039	0	126,591
収 支 差 引 (C)=(A)-(B)		10,716	△ 706	15,711	△ 6,228	5,411	24,904
資本的 収支	資 本 的 収 入 (D)	300,285	207,200	49,575	139,408	0	696,468
	地 方 債	50,186	0	2,764	11,250	0	64,200
	他会計繰入金	250,099	207,200	46,811	128,158	0	632,268
	資 本 的 支 出 (E)	304,168	207,200	56,504	142,088	0	709,960
	建 設 改 良 費	54,115	0	3,293	11,257	0	68,665
	地 方 債 償 還 金	250,053	207,200	46,809	128,151	0	632,213
収 支 差 引 (F)=(D)-(E)		△ 3,883	0	△ 6,929	△ 2,680	0	△ 13,492
収 支 再 差 引 (G)=(C)+(F)		6,833	△ 706	8,782	△ 8,908	5,411	11,412
収 益 的 収 支 比 率		87.3%	82.2%	90.9%	81.4%	104.3%	85.7%
積 立 金 (H)		0	0	0	22	0	22
前年度からの繰越金 (I)		0	28,230	25,882	32,656	8,309	95,077
前年度繰上充用金 (J)		0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		6,833	27,524	34,664	23,726	13,720	106,467
翌年度繰越財源 (L)		0	0	0	0	0	0
実質収支 (M)=(K)-(L)		6,833	27,524	34,664	23,726	13,720	106,467
職 員 数		81	115	5	13	18	232
施 設 数・(事業数)		7	2	7	19	4	(17)
実質収支黒字団体		1	2	2	2	0	(6)
実質収支赤字団体		1	0	0	0	0	(0)
実質収支0の団体		5	0	5	17	4	(11)

(注)1. 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

2. 指定介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の法適用事業は、収益的収支のみ加えている。

(4) 職員数

職員数は232人で、前年度(237人)に比べ5人減少している。これを職種別にみると医師、その他職員は、それぞれ前年度に比べ1人増加している。また、看護職員は48人、前年度(53人)に比べ5人減少しており、介護職員が134人で、前年度(136人)に比べ2人減少している。それ以外の介護支援専門員、理学療法士又は作業療法士、事務職員は横ばいで推移している(図表7)。

図表7 職員数の状況(法非適用事業)

(単位:人,%)

職種	年度	H23	H24	H25	対前年度増加率		
					H23	H24	H25
医師		8	5	6	14.3	▲ 37.5	20.0
看護職員		51	53	48	-	3.9	▲ 9.4
介護職員		138	136	134	0.7	▲ 1.4	▲ 1.5
介護支援専門員		9	8	8	▲ 10.0	▲ 11.1	-
理学療法士又は作業療法士		8	7	7	-	▲ 12.5	-
事務職員		10	10	10	▲ 9.1	-	-
その他職員		19	18	19	-	▲ 5.3	5.6
計		243	237	232	-	▲ 2.5	▲ 2.1

第3 今後の課題

介護サービス事業は、それぞれの実情に応じ、地方公共団体自ら設置、運営していくもので、様々な事業形態が存在している。高齢化が進み、介護サービス事業に対する要求が高まる中においても、公営事業として運営していく以上、その施設の設置、運営に当っては、独立採算による経営が原則である。現在、全事業が黒字事業であるが、収支均衡を図るため他会計から繰入れを行っている事業も多い。このことから、繰入金が多額にならないように留意しつつ、今後、介護サービスの提供の在り方の検討を続けていく必要がある。